

都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会
報告書

平成31（2019）年 3月

都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会

はじめに

平成28年5月、東京都教育委員会は、有識者、学校関係者、保護者等からなる「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会」を設置した。その中では、基本構想検討委員会で検討された教育理念等を引き継ぎ、児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせ、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成する教育内容等について検討し、平成29年3月に報告書にまとめた。

本検討委員会では、「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会」で検討された内容等を受け、都立小中高一貫教育校の入学者の決定方法に関する事項について、議論を重ね、ここに報告書として取りまとめた。

今後、公立では全国初の取組となる小中高一貫教育校の開校に当たって、東京都教育委員会が本報告書を参考に都立小中高一貫教育校の入学者決定に関する要綱を定めるとともに、児童・生徒の受入れに向けた準備が進められることを期待する。

平成31（2019）年 3月

都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会

目 次

第1章 附属小学校に関する事項	1
1 出願に関する事項	1
2 入学者決定方法	2
第2章 公表及び開示に関する事項	5
1 適性検査関連資料の公表及び開示	5
第3章 転学・編入学に関する事項	6
1 在籍していた児童・生徒の転学・編入学	6
第4章 中等教育学校に関する事項	8
1 中等教育学校の入学者決定	8
第5章 海外帰国児童・生徒、在京外国人児童・生徒に関する事項	10
1 附属小学校の海外帰国児童・在京外国人児童枠募集の応募資格・出願書類・募集人員	10
2 中等教育学校の海外帰国生徒・在京外国人生徒枠募集の応募資格・出願書類・募集人員	11
参 考 資 料	13
都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会 設置要綱	14
都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会 委員名簿	16
都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会における検討状況	17

第1章 附属小学校に関する事項

1 出願に関する事項

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書」では、都立小中高一貫教育校の応募資格について、次のように報告されている。

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書」（平成29年3月）【抜粋】

第4章 入学者決定方法等

1 応募資格

通学区域は、児童の安全と健康に配慮し、例えば通学時間が一定の時間以内（50分程度）になる区市町村名を明記するなど、第1学年の児童が通学可能と思われる地域を東京都教育委員会が指定する。

なお、中等教育学校については現行どおりとする。

附属小学校の通学区域を定めるに当たっては、児童の健康と安全に留意する必要がある。こうしたことから、出願に関する事項について、応募資格や出願書類等を検討した。

委員からは、次のような主旨での発言があった。

- 通学区域の指定について
 - ・ 通学時間については、児童の歩く速度は大人と比べて遅く、一般的に想定する時間より長くなりがちであることや、第1学年の児童は緊張して通学することなどから、児童の安全面を考え、短く設定した方がよい。
 - ・ 現在検討している都立小中高一貫教育校は都立学校なので、通学区域をある程度広げて子供たちを受け入れる考え方も分かる。
 - ・ 可能な範囲で、できるだけ分かりやすく通学区域を指定した方がよい。
- 応募資格について
 - ・ 幼稚園や保育所への通園は任意であるため、幼稚園や保育所を修了することを要件として問うことは難しい。
 - ・ 指定する通学区域内に住居の実態がないまま出願したり、通学したりすることを防ぐために、出願時に通学区域内に住所を有していることを確認する書類の提出などを条件に入れた方がよい。

これらの意見等を踏まえ、出願に関する事項について以下のとおり整理した。

(1) 応募資格

ア 4月に小学校第1学年の入学の学齢にある者

開校初年度の平成34（2022）年度は、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者が対象となる。

イ 出願時に、指定した通学区域内に保護者とともに居住し、入学後も引き続き、指定した通学区域内から通学することが可能な者

(2) 出願書類

ア 入学願書

イ 住民票記載事項証明書

なお、出願時点で通学区域外に住所を有している場合は、入学時に通学区域に居住することが確認できる書類

ウ その他、入学者決定に必要とする書類

(3) 通学区域

児童にとって負担過重とならないよう、小中高一貫教育校までの所要時間が40分以内にある鉄道の駅やバス停を含む区市町村又は地域を、通学区域とする。

今後、入学者決定に関する要綱等を制定するに当たっては、上記の(1)から(3)までの内容を踏まえながら、一層の検討を進める必要がある。

2 入学者決定方法

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書」では、学校の教育理念等や入学者決定方法について、次のように報告されている。

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書」(平成29年3月)【抜粋】

第1章 都立立川国際中等教育学校への附属小学校の設置

3 教育理念等

(1) 教育理念

次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成する。

(2) 教育方針

本校の教育理念を踏まえ、特に以下の4点を教育方針として重視する。

- 自ら課題を認識し、論理的に考え、判断し、行動できる力を育てる。
- 世界で通用する語学力を育み、それを支える言語能力を向上させる。
- 日本の伝統・文化を理解し尊重するとともに、多様な価値観を受容し、主体的に国際社会に参画する力を育てる。
- 異学年との学習活動や地域連携、国際交流を通じて、他者を思いやり、協働して新しい価値を創造する力を育てる。

(3) 生徒の将来の姿

高い言語能力を活用して、世界の様々な人々と協働するとともに、論理的な思考力を用いて、諸課題を解決し、様々な分野で活躍する人材

第4章 入学者の決定方法等

2 入学者決定方法

小学校については、以下のとおり、第1次から第3次まで実施し、入学者を決定する。

第1次（抽選）：応募者が一定数を超えた場合のみ、抽選を実施する。

第2次（検査）：第1次通過者を対象に、適性検査を実施する。

※ 適性検査は学力を問わないものとし、学校が必要と考える一定の資質や能力をもつ者全員を通過者とする。

第3次（抽選）：第2次通過者を対象に、抽選を実施し、入学者を決定する。

なお、中等教育学校については現行どおりとする。

都立小中高一貫教育校においては、学校の教育理念や教育方針に基づいて、公平かつ公正に入学者を決定する必要がある。入学者の決定に当たっては、都立小中高一貫教育校の「生徒の将来の姿」を踏まえて判断すべきであり、文字の読み書きや数の計算など、知識・技能を問う検査にならないよう留意しなければならない。また、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童に理解させ、その具現化を図るためには、募集に当たって、男女比が大きく偏らないよう留意することが必要である。

こうしたことから、入学者決定方法について、募集人員や入学者決定の流れなどを検討した。

委員からは、次のような主旨での発言があった。

- 募集人員について
 - ・ 男女が互いに学び合う環境が大切であり、男女の人数に偏りがいい方がよい。
- 適性検査について
 - ・ 検査の視点として、集中度、自ら環境に関わろうとする学びに開かれた姿勢が大切ではないか。
 - ・ 検査のための準備を重ねた受検者が有利になる検査ではなく、いろいろな発想が生かされ、幼児期なりの意欲や目的意識が高まるように工夫してほしい。
 - ・ 世界で活躍する人材を育てていくためには、協同性やコミュニケーションなどを育成することがとても大切である。こういった力は小学校入学以前の段階で既に身に付けている受検者もいる。都立小中高一貫教育校の「生徒の将来の姿」に合わせ、検査内容を絞るとよいのではないか。
- 検査内容について
 - ・ 複数の受検者と一緒に作業をさせることも考えられる。
 - ・ 受検者が楽しく取り組めるように「遊び」の要素を含んだ検査内容となるようにする。例えば、受検者の興味や関心を引くようなテーマを設定し、受検者が身近な道具や素材を用いて何かを作る、というような工夫が大切である。
- 適性検査時のグループ分けについて
 - ・ 幼稚園での幼児の実態を考えた場合、男女混合のグループを基本とした方がよい。
- 抽選について
 - ・ 抽選は、公平性の観点から小学校段階での入学者決定方法としてよい。

これらの意見等を踏まえ、入学者決定方法について以下のとおり整理した。

(1) 募集人員

募集人員は80名とする。また、男子40名、女子40名とする。

(2) 第1次（抽選）

受検者が一定の応募倍率を越えた場合は、抽選を実施し、第1次（抽選）当選者を決定する。
第1次（抽選）当選者は、第2次（適性検査）を受検することができる。

(3) 第2次（適性検査）

ア 適性検査の実施に当たっては、都立小中高一貫教育校の教育理念及び教育方針に基づき構成した適性検査を実施する。

イ 検査方法としては、実施日数や時間等、受検者にとって負担とならないような内容で設定する。

ウ 検査内容については、5歳児の発達の段階を考慮し、「遊び」の要素を取り入れて作成する。そこで、幼児が興味や関心をもって、工夫して行動したり、他者の意図を理解して対応したり、自ら考え、判断したりするものなど、様々な内容を組み合わせて実施するなどして、都立小中高一貫教育校の「生徒の将来の姿」と照らして設定した能力等を把握することができるようにする。

エ 検査時のグループ分けについては、男女混合のグループを基本とする。

オ 評価については、評価項目（例：コミュニケーション能力等）ごとに適性の有無等を総合的に判定する。

カ 第2次（適性検査）において、一定の基準を満たした受検者を第2次合格者とする。

(4) 第3次（抽選）

第2次合格者が募集人員を上回っている場合は、第3次（抽選）を実施し、最終合格者を決定する。抽選で最終合格者とならなかった受検者については、繰上げ合格の順番を決定し、入学候補者（最終合格者のうち、入学手続きをした者）が募集人員に満たない場合に、繰上げ合格者を決定する。

今後、第1次及び第3次の抽選方法については、公正・公平な入学者決定となるよう、具体的な実施方法について検討していくことが必要である。

第2次の適性検査の具体的な内容の作成や判定方法の決定に当たっては、今回整理した内容を踏まえながら、更に検討を進めていく必要がある。

第2章 公表及び開示に関する事項

1 適性検査関連資料の公表及び開示

東京都では、東京都情報公開条例に基づき、開示請求による公文書の開示や、積極的な情報公表・情報提供を行っている。そのため、本入学者決定においてもこの条例に基づき、適性検査関連資料の公表及び開示の可否について検討する必要がある。

この検討に当たっては、適性検査の内容の詳細を公表することによる影響等についても考慮しなければならない。

こうしたことから、公正・公平な入学者決定となるよう、適性検査関連資料の公表や開示の在り方について検討した。

委員からは、次のような主旨での発言があった。

○ 適性検査関連資料の公表について

- ・ 受検者の保護者は、適性検査についての情報がある程度ないと不安になるため、保護者の心情等を考慮して、適性検査の基本方針等を可能な範囲で公表した方がよい。
- ・ 適性検査の問題を公表した場合、受検者が検査内容に合わせて準備を重ねることが想定されるので、受検者の本来の姿を見ることが困難になる。
- ・ 「学校が目指す子供の姿」といった抽象的な情報のみを公開している学校もある。

○ 適性検査結果の開示について

- ・ 適性検査の結果については、多くの国立の小学校で開示対象としていない。
- ・ 適性検査の一部は行動等で評価しているため、検査結果を開示することは難しいのではないか。

これらの意見等を踏まえ、適性検査関連資料の公表及び開示について以下のとおり整理した。

(1) 適性検査の基本方針の公表

都立小中高一貫教育校の教育理念、教育方針等の適性検査の基本方針について、公表する。

(2) 適性検査の問題の公表

受検者本来の姿を可能な限り評価することができるよう、適性検査の問題は公表しない。ただし、出題方針等、公表できる範囲等については、今後更に検討する。

(3) 適性検査結果の開示

適性検査結果の開示については、受検者に与える影響など様々な観点から、引き続き検討する必要がある。

今後、公表する内容の詳細については、適性検査の具体的な検査内容と併せて、引き続き検討を進める必要がある。

第3章 転学・編入学に関する事項

1 在籍していた児童・生徒の転学・編入学

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書」では、在籍していた児童・生徒の転学・編入学について、次のように報告されている。

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書」（平成29年3月）【抜粋】

第4章 入学者決定方法等

3 在籍していた児童・生徒の転学・編入学

都立小中高一貫教育校に在籍していた児童・生徒の転学・編入学については、(1)から(3)までのとおりとする。ただし、検査等において適性を認められなければならない。

(1) 小学校に在籍していた児童が、転学・退学した後、再度小学校に転学・編入学することは、不在年数を問わず、可とする。

(2) 小学校に在籍していた児童が、転学・退学した後、中等教育学校に転学・編入学することは、第8学年以内であれば、可とする。

(3) 中等教育学校（前期課程）に在籍していた生徒が、転学・退学した後、再度中等教育学校に転学・編入学することは、2年以内であれば、可とする。

上記で想定している転学・編入学については、保護者の転勤等により、やむを得ず、通学区域外へ転居した場合を意味しており、保護者の転勤等による通学区域外への転居を伴わず、他の小学校及び中学校等への転学・編入学を志願し、転学・退学した場合は、再度、転学・編入学することはできない。

なお、通学区域については、附属小学校では学校が指定する区域とし、中等教育学校では都内全域とする。

こうしたことから、在籍していた児童・生徒の転学・編入学について、転学・編入学の資格などを検討した。

委員からは、次のような主旨での発言があった。

○ 在籍していた児童・生徒の転学・編入学について

- ・ 小中高一貫教育校から転学等をした児童が、再度、一貫教育校に転入する場合、学習の習熟度に差が出てくることが考えられる。

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書における転学・編入学の内容を基本方針としつつ、これらの意見等を踏まえ、在籍していた児童・生徒の転学・編入学について以下のとおり整理した。

(1) 転学・編入学の資格

次のアからウまでの全てに該当する者とする。

- ア 保護者の転勤等により、やむを得ず、通学区域外へ転居し、附属小学校及び中等教育学校を転学・退学した者で、かつ、附属小学校及び中等教育学校第8学年までに転学・編入学する際に、指定の通学区域内に居住し、通学することが可能な者
- イ 附属小学校及び中等教育学校から転学・退学する際に、附属小学校及び中等教育学校へ転学・編入学する旨をあらかじめ伝えた者で、かつ、学校が指定した期日までに転学・編入学する意思を再度、当該校へ伝えた者
- ウ 学習状況等を確認した上で、校長が適性を認めた者

ただし、通学区域内に再度居住した時に、本校への転学・編入学の手続きを行わなかった場合又は他の学校に転学・編入学した場合は、その資格を失う。

今後、転学・編入学の手続きの詳細について、引き続き検討していく必要がある。

第4章 中等教育学校に関する事項

1 中等教育学校の入学者決定

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書」では、本校附属小学校から中等教育学校への進学について、次のように報告されている。

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書」（平成29年3月）【抜粋】

第4章 入学者決定方法等

4 進学

本校附属小学校から中等教育学校への進学については、本人の日常の成績等を基に、学校が進学者を決定する。

なお、進学可能な人数の定員は設けない。

また、他の小学校から同校中等教育学校への進学については、現在の都立立川国際中等教育学校の入学者決定の方法も踏まえながら、検討していく必要がある。

こうしたことから、中等教育学校の入学者決定については、同校附属小学校から中等教育学校への内部進学と、他の小学校から同校中等教育学校への進学の2点について検討した。

委員からは、次のような主旨での発言があった。

○ 同校附属小学校から中等教育学校への内部進学について

- ・ 小中高一貫教育校といえば、小学校に入学するとそのまま高校まで進学できると一般的には捉えられる。
- ・ 内部進学については、学校と保護者で共通理解をもつことが大切である。
- ・ 小中高一貫教育校の期間が12年間もあるということを考えると、小学校の修了段階である6年間を終え第7学年へ進学する際に、ある程度基準を設けることも考えられるのではないか。
- ・ 内部進学者の人数を基に中等教育学校の募集人員を決定するため、他校を受検した場合は、内部進学を辞退することになるのはやむを得ない。

これらの意見を踏まえ、中等教育学校の入学者決定について以下のとおり整理した。

(1) 附属小学校からの内部進学

- ア 附属小学校は、内部進学に当たって児童にとってより良い選択ができるよう、保護者と丁寧に面談を重ねながら共通理解を図る。
- イ 附属小学校は、児童の学習の習熟度について確認し、十分な支援を行う。

(2) 他の小学校からの進学

- ア 応募資格、出願書類等、出願に関する事項については、原則として、他の都立中等教育学校及び都立中学校と同様の取扱いとする。

イ 適性検査においては、都立中等教育学校の実施方法に沿いつつ、教育課程の特色も考慮し、実施内容を決める。

ウ 募集人員は、原則 80 名であるが、附属小学校からの内部進学者に欠員（転学等をし、再度編入学する可能性のない者）が生じている場合には、その人数分追加して募集する。

中等教育学校の入学者の決定方法について、上記の（１）と（２）の内容を踏まえ、今後、一層の検討を進める必要がある。

第5章 海外帰国児童・生徒、在京外国人児童・生徒に関する事項

1 附属小学校の海外帰国児童・在京外国人児童枠募集の応募資格・出願書類・募集人員

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書」では、海外帰国児童・生徒、在京外国人児童・生徒の受入れについて、次のように報告されている。

「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書」（平成29年3月）【抜粋】

第1章 都立立川国際中等教育学校への附属小学校の設置

2 設置の基本的枠組

(6) 海外帰国児童・生徒、在京外国人児童・生徒の受入れ

一般枠の児童・生徒とは別に特別枠を設け、海外帰国児童・生徒、在京外国人児童・生徒を募集する。

特別枠の募集人数については、現在の募集状況等を考慮し、今後検討していく。

募集時期については、一般枠の児童・生徒と同様に、第1学年及び第7学年において受け入れることとする。

また、現在の都立立川国際中等教育学校でも海外帰国生徒・在京外国人生徒枠募集を設定している。

こうしたことから、附属小学校の海外帰国児童・在京外国人児童枠募集について、応募資格、出願書類、募集人員を検討した。

委員からは、次の主旨での発言があった。

○ 海外帰国児童・生徒や在京外国人児童・生徒の受入れについて

- ・ 帰国直後は、日本語が十分話せないことが想定される。
- ・ 海外帰国児童・在京外国人児童に対して日本語指導等、ある程度支援をしていく必要があるのではないかと。
- ・ 一般児童と海外帰国児童・在京外国人児童とが、学校生活の中で十分なコミュニケーションを図り協力できるよう、指導体制や方法を工夫することで、多様な価値観を学ぶ等の教育的な効果を得ることができる。

○ 募集人員について

- ・ 海外帰国児童・在京外国人児童は、日本語の習熟度に差があることが考えられるため、募集人員について検討する必要がある。

これらの意見等を踏まえて検討した結果、附属小学校の海外帰国児童・在京外国人児童枠募集の応募資格・出願書類・募集人員について、以下のとおり整理した。

(1) 応募資格

ア 一般枠共通

(ア) 4月に小学校第1学年の入学の学齢にある者

開校初年度の平成34(2022)年度は、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者が対象となる。

(イ) 出願時に、指定した通学区域内に保護者とともに居住し、入学後も引き続き指定した通学区域内から通学することが可能な者

イ 海外帰国児童

日本国籍を有する者で、保護者ととともに1年以上海外で生活し、入学日現在、帰国後1年以内の者

ウ 在京外国人児童

外国籍を有する者で、入学日現在、入国後の在日期間が1年以内の者

(2) 出願書類

ア 一般枠共通

(ア) 入学願書

(イ) 住民票記載事項証明書

イ 海外帰国児童

(ア) 帰国後の在日期間が入学日現在、1年以内であることを証明する公的機関発行の書類

(イ) 保護者ととともに1年以上海外に在住していたことを証明する書類

※ 海外在住証明書(保護者の勤務先企業代表者が証明する書類等)

ウ 在京外国人児童

(ア) 外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類

(イ) 入国後の在日期間が入学日現在、1年以内であることを証明する公的機関発行の書類

(3) 募集人員

ア 海外帰国児童・在京外国人児童の募集人員は、附属小学校募集人員(80名)の内数とする。

イ 海外帰国児童・在京外国人児童の募集人員は、男女を問わないものとし、いずれかに偏った場合には一般枠で調整する。

ウ 入学予定者が募集人員に満たない場合は、一般枠で調整する。海外帰国児童・在京外国人児童での繰上げ合格及び同枠での第二次募集、編入学は行わない。

今後、都立小中高一貫教育校の入学者決定に関する要綱等を制定するに当たっては、一般枠の内容や、上記の(1)から(3)までの内容を踏まえながら、引き続き検討を進める必要がある。また、募集人員の具体的な人数についても検討していく必要がある。

一般枠と海外帰国児童・在京外国人児童枠の併願については、入学者決定における公正・公平の観点から今後検討していく。

2 中等教育学校の海外帰国生徒・在京外国人生徒枠募集の応募資格・出願書類・募集人員

都立小中高一貫教育校の中等教育学校の応募資格、出願書類等、出願に関する事項については、原則として、都立中等教育学校及び都立中学校と同様の取扱いとする。

参 考 资 料

都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会 設置要綱

(設 置)

第1 都立小中高一貫教育校（以下「小中高一貫教育校」という。）の入学者の決定方法等について検討するため、東京都教育委員会に「小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次の事項について検討し、その結果を東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 小中高一貫教育校の入学者決定における決定方法等の詳細に関すること。
- (2) その他検討を要すること。

(構 成)

第3 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、教育庁教育監をもって充てる。
- (2) 副委員長は都立学校教育部長とし、委員長を補佐し、委員長が不在の場合はその職務を代理する。
- (3) 委員は、別表の委員会名簿に掲げる職にある者をもって構成する。

(招集等)

第4 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の求めに応じ、検討事項の資料を調査、作成し提供する。
- 3 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会には幹事長を置く。
- 5 幹事長には、教育庁都立学校教育部入学選抜担当課長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会を招集し、主宰する。

(設置期間)

第6 委員会の設置期間は、設置の日から平成31年3月31日までとする。

(会議及び会議記録)

第7 委員会の会議は、原則として非公開とする。また、委員会の会議要旨については、第2条により教育長に報告するまでの間は、原則として非公開とする。

(事務局)

第8 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、委員会に係る庶務を担当し、教育庁都立学校教育部高等学校教育課においてこれを処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会 委員名簿

	氏名	職名	備考
学識経験者等	岩立 京子	国立大学法人東京学芸大学教授	
	関田 義博	東京学芸大学附属小金井小学校副校長	
	箕輪 恵美	中央区立有馬幼稚園長	
	佐藤 興二	新宿区立早稲田小学校長	
	赤堀 美子	江東区立有明小学校長	
教育庁関係者	増淵 達夫	東京都教育庁教育監	委員長
	江藤 巧	東京都教育庁都立学校教育部長	副委員長
	宇田 剛	東京都教育庁指導部長	
	増田 正弘	東京都教育庁教育改革推進担当部長	
	幸田 諭昭	東京都立立川国際中等教育学校統括校長	

事務局幹事	西山 公美子	東京都教育庁総務部企画担当課長	
	星 政典	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課長	
	山本 周一	東京都教育庁都立学校教育部入学選抜担当課長	幹事長
	久保田 聡	東京都教育庁都立学校教育部統括指導主事	
	宇高 章広	東京都教育庁都立学校教育部都立高校改革企画調整担当課長	
	福井 紀子	東京都教育庁都立学校教育部教育改革推進担当課長	
	野村 公郎	東京都教育庁都立学校教育部教育改革推進担当課長	
	栗原 宏成	東京都教育庁指導部義務教育指導課長	
	毛利 元一	東京都教育庁指導部主任指導主事（小学校教育改革担当）	
	久家 さや加	東京都教育庁指導部義務教育指導課指導主事	
	佐藤 聖一	東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長	

都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会における検討状況

	開催日	主な議事内容
第1回	平成30年 6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願に関する事項（附属小学校） <ul style="list-style-type: none"> （1） 応募資格 （2） 出願書類の内容 （3） 通学区域（通学時間及び通学区域の指定）
第2回	7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学区域 ・ 入学者決定方法 <ul style="list-style-type: none"> （1） 第2次（検査） （2） 第1次及び第3次の抽選の実施
第3回	9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適性検査関連資料の公表及び開示 ・ 中等教育学校の入学者決定 <ul style="list-style-type: none"> （1） 附属小学校からの内部進学 （2） 他の小学校からの進学 （入学者の決定方法、出願資格等） ・ 小学校の海外帰国児童・在京外国人児童の応募資格・出願書類・募集人員
第4回	10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書（案）